

# 野洲市総合ネットワーク 再構築・運用保守業務 プロポーザル実施要項・調達仕様書

令和8年4月

野洲市総務部デジタル活用推進課

## 第1章 事業概要

### 1.1 趣旨

野洲市総合行政システムは、総務省の推進した三層分離を継承実現しており、学校現場は文科省のセキュリティガイドラインに沿いつつネットワーク二分離を含むゼロトラストを令和6年度に実施している。更に令和7年度には GIGA スクールによる一人一台タブレットの再調達を県の共同調達により実施した。

前回のシステム構築から5年が経過しており、行政全体のDX化やセキュリティ環境の変化などに対応するため、野洲市総合行政システムを再構築する。

#### ■目的:

庁内ネットワークの全体的な見直しにより、仮想化統合等のセキュリティを確保し、業務の利便性を実現しつつ、コストパフォーマンスの高い仕組みを導入する。

今回、主たる目的は機器のメーカー変更や単純入れ替えを目的とするものではなく、現地対応や運用性の向上を主目的としており、特に保守運用の現場駆けつけや通常時運用の安定性のための予知保全の考え方についての提案を強く求めるものである。

また、セキュリティ対策として、昨今猛威を振るっているランサムウェアについて、 $\alpha$ モデルまたは $\alpha'$ モデルにおいて取るべき対応等や、OSやOfficeソフトのパッチ適用などのセキュリティ確保対策の提案も求めるものである。

### 1.2 今後の整備スケジュール

本件では、以下のスケジュールにて行うものとする。

No	イベント	期日
1	RFP 公示	令和8年4月15日(水)
2	RFP 参加表明、質問〆切	令和8年4月28日(火) 午後3時まで
3	質問回答期限	令和8年5月8日(金) 午後5時まで
4	RFP 提出資料〆切	令和8年6月15日(月) 午後3時まで
5	プレゼンテーション実施日程	令和8年6月23日(火) 詳細は別途連絡 予備日:令和8年6月29日(月)
6	ベンダー決定通知	令和8年6月30日(火) 予定 プレゼン日程が6月29日(月)までとなった場合 令和8年7月6日(月)
7	総合ネットワーク再構築 本稼働	令和9年5月

※スケジュールはあくまでも現時点での予定であり、変更になる場合もある。

※現地調査を希望するものは「第22章 担当窓口および問い合わせ先」に連絡の上、調整すること。

### 1.3 履行場所

#### ■本庁及び拠点

NO	施設名	接続形態
1	野洲市役所本館	庁内
2	野洲市役所別館	庁内
3	野洲市役所東別館	庁内
4	野洲市役所西別館	WAN
5	野洲市役所北部合同庁舎(防災コミセン)	WAN
6	野洲健康福祉センター	WAN
7	野洲市人権センター	WAN
8	ふれあい教育相談センター	WAN
9	野洲クリーンセンター	WAN
10	市民交流センター	WAN
11	野洲市総合防災センター	WAN
12	野洲市学校給食センター	WAN
13	蓮池の里 第二処理場	WAN
14	歴史民俗博物館	WAN
15	野洲図書館	WAN
16	野洲文化ホール	WAN
16-2	野洲文化小劇場	構内
17	総合体育館	WAN
18	豊積の里(さざなみホール)	WAN
19	中主中学校	WAN
19-2	中主 B&G 海洋センター	構内
20	野洲中学校	WAN
21	野洲北中学校	WAN
22	中主小学校	WAN
23	祇王小学校	WAN
24	篠原小学校	WAN
25	野洲小学校	WAN
26	北野小学校	WAN
27	三上小学校	WAN
28	篠原こども園	WAN
29	さくらばさまこども園	WAN
30	中主幼稚園	WAN
31	祇王幼稚園	WAN
32	野洲幼稚園	WAN

33	北野幼稚園	WAN
34	三上こども園	WAN
35	ゆきはたこども園	WAN
36	コミュニティーセンターひょうず	WAN
37	コミュニティーセンターなかさと	WAN
38	コミュニティーセンターぎおう	WAN
39	コミュニティーセンターきたの	WAN
40	コミュニティーセンターしのはら	WAN
41	コミュニティーセンターみかみ	WAN
42	野洲地域医療センター(新設)	WAN

## 第2章 本事業の概要

### 2.1 業務名称

野洲市総合ネットワーク再構築・運用保守業務

### 2.2 賃貸借の期間

賃貸借の期間は、令和9年(2027年)5月1日から令和14年(2032年)4月30日までの60か月間とする。

### 2.3 基本方針

本事業に当たっては、以下の基本方針に基づき実施するものとする。

#### ① 構成の基本的考え

各機器で冗長化構成を組み、回線の冗長化も含め、安定したネットワークを継続する。

情報系／基幹系／インターネット系の三層分離を VRF 等の仮想化統合で実現することで、可能な限りリソースの共有とセキュア環境の共存をはかる。また、学校系の三分離したデータもあわせて取り扱う。

センタースイッチから無線アクセスポイントまで同一メーカーとしてネットワークの運用管理の効率化を図ること。ただし、構築・保守・運用および予知保守、セキュアなど総合的な観点で判断して最適と証明できる場合はこの限りとしない。

#### ② セキュリティ強化

一部ネットワークだけでなく、すべてのネットワークで端末認証を実施する。

新ガイドラインで規定される無線 LAN システムへの対応を含むセキュリティを考慮した設定への見直しを実施する。

現状は情報系、SBC 系の無線 LAN は証明書、基幹系は MAC 認証を実施している。

#### ③ 運用サポート体制の充実化

導入後5年以上保守サポートが継続される機器を選定することで、万一のトラブル時にも即時現場駆けつけも含めサポートが受けられるようにする。

VPN 等のリモートメンテナンス用の回線を用意し、遠隔にてサポートできる環境を構築する。

上記で復旧できない場合を考慮して1時間以内(ただし通常運用、障害発生時、緊急対応等においてより有効的な対応・体制が提案できる場合はこの限りとしない)に保守要員のみでなくSEが駆け付け可能な体制を提案することとし、保守・サポートに関しては、単なるハードウェア、ソフトウェアの保守にとどまらず、完全現状復旧までを対応範囲とすること。

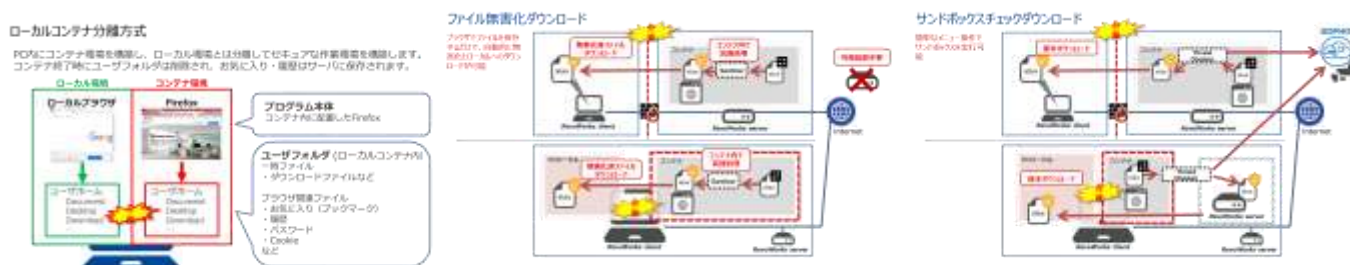
④ 次期三層分離への対応について

現在、野洲市ではSBC方式によるインターネット端末領域を100同時ユーザの環境にて仮想上に構築してしているが、今後の利用を考慮してコンテナ方式等による提案を期待するものである。

無害化にSmoothFileを導入している。またM-FILTERをメールの送受信に導入している。

一方で、業務系をインターネット系に統合する案は人的セキュリティの観点も含め課題が多いと考えている。セキュリティの強度を維持しながら、職員の業務効率アップに寄与する提案を期待する。

■ ローカルコンテナ方式例(参考)



2.4 見積上限金額

見積上限金額は **450,000 千円** とする。

- ① 上限金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。
- ② 本件契約は賃貸借契約とする。リース契約期間は令和9年(2027年)5月1日～令和14年(2032年)4月30日(5年契約)とする。本市、提案事業者および提案事業者が選定するリース事業者での三者間契約を予定している。提案金額についてはリース料率分および消費税を含めた金額とし、上限金額は上記履行期間満了までに要するすべての経費を含めた賃貸借費用およびサービス費用とする。
- ③ 上限金額を超えて見積もりを提示した場合は失格とする。



## ② 庁舎 LAN 幹線の敷設の概要を記載しています。

	接続元		接続先	回線種別	
①	西別館	・	本館 1F 市民生活相談課	1GB 1 芯 MMF ×2	
②	西別館	・	本館 1F 税務納税課	1GB 1 芯 MMF ×2	
③	西別館	・	本館 2F 人事課	1GB 1 芯 MMF ×2	
④	西別館	・	別館 1F 地域経済振興課	1GB 1 芯 MMF ×2	
⑤	本館	・	東別館 2F	UTP ×1	
⑥	西別館	・	南別館	UTP ×2 *旧回線の残存利用	
			*現状で 1GB 1 芯 MMF ×2 の箇所はリンクアグリケーション構成ではない。		

## (1) 導入機器一覧

- |     |                   |  |
|-----|-------------------|--|
| 1)  | コアスイッチ            | 2 式  |
| 2)  | センターL2 スイッチ       | 2 式 (内訳は以下参照)                                |
|     | ・拠点集約スイッチ         | 2 式 スタック構成                                   |
|     | ・内部サーバスイッチ        | 2 式 スタック構成                                   |
|     | ・公開サーバスイッチ        | 2 式  |
|     | ・外部接続スイッチ         | 2 式  |
| 3)  | フロアスイッチ(48 ポート)   | 11 式   |
| 4)  | フロアスイッチ(24 ポート)   | 6 式  |
| 5)  | 拠点エッジスイッチ(24 ポート) | 49 式   |
| 6)  | 島 HUB(SW)         | 30 式   |
| 7)  | 無線 LAN コントローラ     | 2 式  |
| 8)  | 無線 LAN アクセスポイント   | 138 式  |
| 9)  | 統合監視ツール           | 1 式  |
| 10) | NW 認証装置           | 4 式  |
| 11) | 外部 UTM 装置         | 3 式 教育系外部接続 LGWAN、おうみ自治体<br>各接続              |
| 12) | 内部 FW             | 2 式 インターネット分離、マイナンバー接続                       |
| 13) | 外部接続ルータ           | 1 式  |
| 14) | SYSLOG サーバ機能      | 1  |
| 15) | サーバ室入退室管理         | 1 式 サーバ室入退室管理デジタル活用推進サ<br>ーバ室 監視カメラ、生体認証システム |

16)	ファイル無害化ツール	1 式
17)	振る舞い検知ソフトウェア	1 式
18)	職員認証システム	1 式
19)	インターネット分離用仮想端末	1 式
20)	エンドポイントマネジメントシステム	1 式

#### ■参考:現行機器

以下現行システムはあくまで現行機器情報であり、各社の最適な機器の提案を期待します。

既存資料閲覧や現場下見等を必ず実施し、数量も含め最適提案を実施すること。(拡張性も考慮すること)

#### 1)コアスイッチ 2式

##### 1. 現行

- ①VRF等仮想化の機能
- ②複数の機器を論理的に1台の機器として構成
- ③電源の冗長化
- ④RJ-45のポートを1台あたり96ポート
- ⑤現行機器: C9407R

##### 2. 今回提案の留意事項

- ①冗長化構成等提案すること
- ②VRF等仮想化(統合)等を提案すること。
- ③電源の冗長化すること。
- ④RJ-45のポートは提案必要数を有するとして5年間以上の長期継続利用を考慮して拡張性を有すること。
- ⑤上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

#### 2)センターL2スイッチ 8式

##### 1. 現行

- ①冗長構成
- ②SFP-SXを10式
- ③現行機器: C9200L-24T-4G-E

##### 2. 今回提案の留意事項

- ①冗長化構成等提案すること
- ②必要なSFP(数も)を提案すること。
- ③RJ-45のポートは提案必要数を有するとして5年間以上の長期継続利用を考慮して拡張性を有すること。
- ④上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

3)フロアスイッチ(48ポート) 11式

1. 現行

- ①802.1X認証
- ②PoE+(802.3at)に対応
- ③QoS 制御に対応
- ④現行機器: C9200L-48P-4G-E

2. 今回提案の留意事項

- ①802.1X認証機能を有すること。
- ②PoE+(802.3at)など、提案に必要な規格をクリアしようとする事。
- ③RJ-45のポートは提案必要数を有するとして5年間以上の長期継続利用を考慮して拡張性を有すること。
- ④上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

4)フロアスイッチ(24ポート) 6式

1. 現行

- ①802.1X認証
- ②PoE+(802.3at)に対応
- ③QoS 制御に対応
- ④現行機器: C9200L-24P-4G-E

2. 今回提案の留意事項

- ①802.1X認証機能を有すること。
- ②PoE+(802.3at)など、提案に必要な規格をクリアした仕様とする事。
- ③RJ-45のポートは提案必要数を有するとして5年間以上の長期継続利用を考慮して拡張性を有すること。
- ④上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

5)拠点エッジスイッチ(24ポート) 49式

1. 現行

- ①802.1X認証.
- ②PoE+(802.3at) に対応
- ③QoS 制御に対応
- ④現行機器: C9200L-24P-4G-E

2. 今回提案の留意事項

- ①802.1X認証機能を有すること。
- ②PoE+(802.3at)など、提案に必要な規格をクリアした仕様とする事。
- ③RJ-45のポートは提案必要数を有するとして5年間以上の長期継続利用を考慮して拡張性を有すること。

④上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

## 6)島HUB(SW) 30 式

### 1. 現行

①802.1X認証

②現行機器：C1000-16T-2G-L(またはC1000-8T-2G-L)

### 2. 今回提案の留意事項

①802.1X認証機能を有すること。

②RJ-45のポートは提案必要数を有するとして5年間以上の長期継続利用を考慮して拡張性を有すること。

③上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

## 7)無線LANコントローラ 2式

### 1. 現行

①APを一元管理可能

②冗長化構成

③1台で500台まで管理可能

④現行機器：C9800-L-C-K9

### 2. 今回提案の留意事項

①APを一元管理可能な機能を有すること。

②冗長化構成とすること。

③AP管理については提案必要数及び5年間以上の長期継続利用を考慮して拡張可能とすること。

④上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

## 8)無線LANアクセスポイント 138 式

### 1. 現行

①11acに対応

②WPA2-Enterpriseに対応

③現行機器：C9120AXI-Q

### 2. 今回提案の留意事項

①11axに対応すること。

②冗長化構成とすること。

③AP管理については提案必要数及び5年間以上の長期継続利用を考慮して拡張可能とすること。

④上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

9)統合監視ツール 1式

1. 現行

- ①無線 LAN 環境の電波状況を可視化可能なこと
- ②スイッチ及びアクセスポイントの利用状況を可視化可能なこと
- ③ネットワーク機器、サーバーの稼働状況が監視可能なこと。不具合発生時にアラートが発信できること
- ④現行機器： Prime Infrastructure  
ManageEngine 社 OpManager

2. 今回提案の留意事項

上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

10)NW認証装置 4式

1. 現行

- ①802.1X認証(有線、無線とも)対応
- ②CA サーバ機能
- ③冗長化構成
- ④現行機器： Cisco ISE

2. 今回提案の留意事項

- ①802.1X認証(有線、無線とも)対応すること。
- ②CA サーバ機能を有すること。
- ③冗長化構成とすること。
- ④上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

11)外部UTM装置 3式 (教育系外部接続 LGWAN、おうみ自治体 各接続)

1. 現行

- ①FW機能
- ②IPS機能
- ③アプリケーション制御機能、アンチウイルス機能、Web フィルタリング(Proxy サーバ)、DNS サーバ
- ④運用監視
- ⑤現行機器： FortiGate-100D

2. 今回提案の留意事項

上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

12)内部 FW 2式(インターネット分離、マイナンバー接続)

1. 現行

- ①FW機能
- ②運用監視
- ③現行機器： FortiGate-100D

2. 今回提案の留意事項

上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

13)外部接続ルータ 1式

1. 現行

- ①1Gbps に対応した WAN 側インターフェースを有する
- ②現行機器： C891FJ-K9

2. 今回提案の留意事項

上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

14)SYSLOG サーバ機能 1式

1. 現行

外部接続機器のログを全て収集する機能(ログ保存期間は最低 6 ヶ月)

2. 今回提案の留意事項

上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

15)サーバ室入退室管理 1式

1. 現行

- ①生体認証を利用したサーバ室の入退室管理機能
- ②監視カメラ機能

2. 今回提案の留意事項

上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

16)ファイル無害化ツール、メール管理ツール 1式

1.現行

- ①サニタイズ機能を有するツールを導入
- ②複数のネットワーク環境間において安全にファイルをやりとりできるシステム
- ③メール管理、迷惑メール対策ソフトを導入すること。デジタルアーツ社製 M - FILTER Anti - Spam、Mail - Filter、Archive750 ライセンスを保有しているため、これを使用しても構わない。

2. 今回提案の留意事項

上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

17) 振る舞い検知ソフトウェア 1式

1. 現行

- ① 標的型攻撃に対応するために、ウイルス等に感染し、ネットワーク内をサーチするような行為を判別し、攻撃を受けている端末を確定できる
- ② ネットワーク上のアクセスを監視、不正な動作がないかインターネット側、庁内側双方に検知できる
- ③ 検知後の動作に関しては、仮想環境及びネットワークの部分にて自動的にネットワーク停止を行う仕組みがある
- ④ 端末の不正な動作の検知後、仮想化環境および実機環境の双方のネットワーク部分について、端末ごとに自動的にネットワーク停止を行う仕組みがある
- ⑤ コアネットワークを経由する通信をすべて双方向でモニタリングすることにより、標的型攻撃などによって発生する侵入後の不正通信の検知が可能な仕組みがある
- ⑥ 現行ソフトウェア: Cisco Stealthwatch

2. 今回提案の留意事項

上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

18) 以下は利用可能となるようにネットワーク環境を提供すること。

職員認証システム 及び 基幹系 VDI システム 1 式

① 職員認証 生体認証で最適な提案を願う

基幹系約 200 ユーザ(基幹系 PC 150 台 仮想端末環境 50 台)

② VDI 50 台は、Sky 社 SKYDIV を使用している。

③ 静脈認証サーバ更新業務

初期導入費・5 年間保守費用含む ¥11,092,600(税抜)を本事業経費に含むこと。

必要仮想サーバリソースは以下を確保すること。

(仮想サーバスペック)

CPU:4 コア以上

メモリ:16GB 以上

ストレージ:200GB 以上

OS:Windows サーバーOS

※冗長構成となりますので、上記 2 仮想サーバが必要となります。

以下静脈認証サーバ更新業務連絡窓口と調整すること。

トーテックアメニティ株式会社/京都事業所

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608 番地 9

公共システム事業部 西日本営業部

岩崎 佑介

e-mail:Yusuke\_Iwasaki@totec.co.jp

TEL (075)585-4341 FAX (075)352-3370

19)インターネット分離用仮想端末環境(SBC またはローカルコンテナ方式) 1 式

1. 現行

- ①インフラリソースはパフォーマンス等十分考慮した設計
- ②ファイル無害化や多層防御環境、メール機能等必要な設定
- ③無駄なセッション管理をすることによる、有効利用
- ④分離形態はαを継承
- ⑤SBC にて構築
- ⑥同時利用 100 以上、ユーザ数 700
- ⑦県 SC への同時接続数 100 が有効活用できる構成
- ⑧RDS2019Device CAL 700 (参考:RDS2025 Device CAL は 50)
- ⑨WEBフィルタリングソフト デジタルアーツ社製 i-FILTER 750 ライセンス

2. 今回提案の留意事項

- ①今後の利用を考慮してコンテナ方式等による提案も期待する。
- ②サービス提供も可とする。
- ③上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

20)エンドポイントマネジメントシステム 1 式

1. 現行

現在 Tanium(標準・EDR)を導入している。

2. 今回提案の留意事項

- ①Tanium EDR のライセンスはありますが継続提案は不可とします。
- ②日本語で管理しやすい EDR や EPP など最適な仕組みを提案すること。
- ③上記を踏まえ、各社の最適提案を実施すること。

21)ローカルブレイクアウトの導入 1式(追加)

\*本項目は採用しない場合もあるので、独立した項目として機器・ライセンス・構築・保守・運用等の費用を算出提示すること。

以下を踏まえて、最適提案を実施すること。

- ①庁内端末から特定クラウドサービスを利用するためのローカルブレイクアウト環境を構築すること。
- ②ローカルブレイクアウトを通る通信を復号化し、無害化すること。
- ③庁内端末から WebEX や Zoom、Teams 等の一般的な Web 会議システムへの参加を可能にすること。
- ④α'モデルのセキュリティを担保した上で、クラウドサービスへのファイルのアップロード・ダウンロード・共有を制御できる仕組みを導入すること。
- ⑤個人や無料アカウントによるクラウドサービスの利用を制御できること。
- ⑥将来的に Web 会議以外のクラウドサービスを利用することが想定されるため、ドメイン名更新の自動追従等、運用負荷を軽減する機能も含むこと。
- ⑦ローカルブレイクアウト専用回線および必要機材も本調達に含むこと。
- ⑧ローカルブレイクアウトの導入に伴う監査費用も本調達に含むこと。

- ⑨回線は冗長化を行い、種別や帯域については10Gbps以上×2本・ベストエフォートを想定するが、運用や全体設計を考慮し、最適な提案を行うこと。運用状況により帯域等を変更することが可能で、費用負担を抑えられるサービスが望ましい。

## (2) 作業内容について

「(1)導入機器一覧」に記載する各機器・システム(以下システムという)の導入作業、サーバ・クライアント等のインフラ設計及び構築作業等、業務で使用できる環境の整備作業全般を行う。また、システム全体が正常に稼働することを確認する。

以下、主な作業内容について記載する。

### ① 導入機器の設置・設定

(ア)導入する機器の設置・設定、本件要件に基づいたネットワーク及びシステム設計を行う。

(イ)設計内容に従い、稼働環境の構築を行う。

(ウ)提案に際して、情報系端末用として Windows Server Device CAL(700)を必要に応じて、調達すること。

### ② ネットワーク移行

(ア)既存ネットワークからの移行を行う。

(イ)信頼性、安全性を考慮したネットワーク切替えの立案及び計画策定を行い提示すること。

(ウ)サーバー室のラックは必要数を用意すること。(耐荷重 400kg 以下)

既存 2 ラックを利用してもかまわない。

(エ)各フロアの SW 収容 BOX は既存のものを利用してもかまわない。(収納可能スペースを下見等により確認すること。)

(オ)DNS、PROXY は仮想統合基盤上のものを利用する。

(カ)LGWAN 接続ルータは既存機器を継続利用する。

### ③ ネットワーク移行の留意点

・通信切断などが発生する場合は、担当部署と調整を行い、停止期間などのスケジュールを明示し、関係機関などへの事前連絡や届出がスムーズに行えるようにすること。

(ア)窓口業務などの住民サービス

(イ)内線通話で使用している VOIP システム

(ウ)J-ALERTなど、災害時の連絡手段で使用されるシステム

(エ)小中学校等、学校で利用されている教育ネットワーク

(オ)図書館で使用されている、図書館システム

(カ)本庁舎で接続している外部ネットワーク

LGWAN、おうみ自治体ネットワーク、後期高齢者保健システム

おうみ自治体クラウド協議会データセンター、コンビニ交付システム

住基ネット、マイナンバー情報連携、法務省連携など

・既設ネットワーク部との接続変更作業は、不具合などが発生した場合に備え、必要に応じて既設業者(トーテックアメニティ株式会社京滋営業所)と連携し作業を行うこと。なお、これに係る作業などの一切の費

用はすべて本業務に含むこととし、受託業者が負担すること。

- ・本業務委託により、既設システムの設定変更、調整が必要となった場合、受託業者の責任において保守業者等と連携し処理すること。なお、これに係る作業などの一切の費用は全て本業務に含むこととし、受託業者の負担とすること。

#### ④ LAN 配線

(ア) 本調達に必要な配線に関して、必要ケーブル長・本数等は事業者にて調査を行い、最適な配線を行う。

(イ) WAN 接続において、光ケーブル接続によるメディアコンバータ等の終端装置等含が提供されるので、総合ネットワークの最適な環境の提案を行うこと。NW 機器は既存収納ボックスを流用してもかまわない。下記の 22 拠点について、UPS を HUB ボックスに内設置すること。HUB ボックスは既存のものを流用も可能とするが必ず下見を実施し、提案の機器含め収納が可能かを確認すること。もちろん、設置環境を考慮の上で HUB ボックスを交換することは可能とする。その他拠点についても設置環境等確認して必要に応じて HUB ボックスを交換や設置調整を実施すること。なお、サーバールームのネットワーク機器用 UPS を不要とする。拠点間 WAN 接続構成は最終的には回線提供業者により異なる場合がある。

\*サーバ室用の UPS として、山洋電気(株)社製の大型 UPS 型番:A 11J203WA032Z を導入している。サーバ関連をオンプレにて導入する場合、個別 UPS は必ずしも必要としないが停電時にシャットダウン命令等が実行できないため個別の UPS や電源管理の仕組みを最適提案すること。

NO	施設名	SW 収容状況	UPS 形状	接続形態
1-1	野洲市役所本館 1 階、2 階	NW 収容盤(箱型)	小型	庁内
1-2	野洲市役所本館 3 階	NW 収容盤なし(壁面設置)	1U 薄型	庁内
2-1	野洲市役所別館 1 階	NW 収容盤(薄型)3U	1U 薄型	庁内
2-2	野洲市役所別館 2 階	NW 収容盤なし(壁面設置)	1U 薄型	庁内
3	野洲市役所東別館	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	庁内
4	野洲市役所西別館	NW 収容盤(箱型)	小型	WAN
5	防災コミセン	NW ラック、NW 収容盤(箱型)	小型	WAN
5-2	野洲市役所北部合同庁舎	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	構内
6	野洲市健康福祉センター	NW 収容盤(薄型 Wide)2U	1U 薄型	WAN
7	野洲市人権センター	NW 収容盤(箱型)	小型	WAN
8	ふれあい教育相談センター	NW 収容盤(薄型) 3U	1U 薄型	WAN
9	野洲クリーンセンター	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	WAN
10	市民交流センター	構内機器盤	小型	WAN
11	野洲市総合防災センター	構内機器盤	1U 薄型	WAN
12	野洲市学校給食センター	構内機器盤	小型	WAN
13	蓮池の里 第二処理場	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	WAN

## 野洲市総合ネットワーク再構築・運用保守業務プロポーザル実施要項・調達仕様書

14	歴史民俗博物館	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	WAN
15	野洲図書館	NW ラック	小型	WAN
16	野洲文化ホール	NW 収容盤(箱型)	小型	WAN
16-2	文化小劇場	構内機器盤	小型	構内
17	総合体育館	構内機器盤	小型	WAN
18	豊積の里(さざなみホール)	構内機器盤	小型	WAN
19	中主中学校	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	WAN
19-2	B&G 海洋センター	NW 収容盤(収容盤交換対象)	1U 薄型	構内
20	野洲中学校	構内機器盤	小型	WAN
21	野洲北中学校	構内機器盤	小型	WAN
22	中主小学校	NW 収容盤(薄型) 3U	1U 薄型	WAN
23	祇王小学校	構内機器盤	小型	WAN
24	篠原小学校	NW 収容盤(箱型)	小型	WAN
25	野洲小学校	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	WAN
26	北野小学校	構内機器盤	小型	WAN
27	三上小学校	構内機器盤	小型	WAN
28	篠原こども園	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	WAN
29	さくらばさまこども園	構内機器盤	小型	WAN
30	中主幼稚園	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	WAN
31	祇王幼稚園	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	WAN
32	野洲幼稚園	構内機器盤	小型	WAN
33	北野幼稚園	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	WAN
34	三上こども園	構内機器盤	小型	WAN
35	ゆきはたこども園	構内機器盤	小型	WAN
36	コミュニティーセンターひょうず	構内機器盤	小型	WAN
37	コミュニティーセンターなかさと	構内機器盤	小型	WAN
38	コミュニティーセンターぎおう	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	WAN
39	コミュニティーセンターきたの	構内機器盤	小型	WAN
40	コミュニティーセンターしのはら	NW 収容盤(薄型)2U	1U 薄型	WAN
41	コミュニティーセンターみかみ	NW 収容盤(箱型)	小型	WAN

(ウ) 庁内 LAN 幹線に必要な装置を設置すること。

庁内 LAN 幹線及び野洲文化ホール-野洲文化小劇場間、中主中学校-中主 B&G 海洋センター間の構内線の光ケーブルは既存を流用しても構わない。

(エ) 各フロアスイッチ(フロアスイッチは各フロア 2台とし(別の場所))～AP 間配線については予備配線を含めた配線を前回実施しており、それを流用しても構わない。

(オ) 拠点エッジスイッチ～AP 間配線については予備配線を含めた配線を前回実施しており、それを流用しても構わない。

- (カ)フロアスイッチ～島 HUB 間配線については新規にて配線を前回実施しており、それを流用しても構わない。
- (キ)島 HUB～複合機プリンター用配線については新規にて配線を前回実施しており、それを流用しても構わない。
- (ク)各企業の提案において追加配線が必要な場合はその費用も提案に含めること。
- (ケ)流用した配線等も保守の対象とし、適切に管理すること。
- ⑤ 無線 AP の設計  
無線 AP の設置にあたり、必要な場合は電波状況調査及びチャンネル設計を行い、最適な無線 LAN 設計を行うこと。
- ⑥ 運用設計・マニュアル作成  
運用設計を実施し、業務運用に則した各種マニュアルを整備する。
- ⑦ テスト実施による品質の確保  
導入及び構築したハードウェア及びソフトウェアが問題なく稼働し、予定しているサービスの提供を行うための各種テストを実施し、本システムの品質の確認を行う。
- ⑧ 教育・研修  
システム管理者・運用管理者等を対象とする必要な教育・研修を実施する。
- ⑨ 運用支援  
本システムの稼働後、システム操作・利用に関する各種問合せを行う。また、ハードウェア及びソフトウェアの不具合や障害発生時に、保守部隊と連携し対応にあたること。
- ⑩ 保守作業  
(ア)本システムの障害連絡を受けた場合は、速やかに対応にあたること。  
(イ)本市では情報系端末約 700 台を運用しており、順次入れ替えを行う予定である。  
端末入替時の支援として本市の求めに応じて、無線 LAN 証明書の作成、端末ひな形の作成及び展開などの端末設定を保守作業として対応すること。  
(ウ)VLAN、ポート設定の変更、追加など、ネットワーク運用上で必要となる設定作業を保守作業として対応すること。
- ⑪ 撤去、廃棄について  
既存機器の撤去廃棄については、野洲市の指定する場所に撤去し、データ消去等の必要作業を実施すること。なお、廃棄については別途野洲市が契約する産廃業者が対応することとする。
- ⑫ その他  
(ア)委託契約書及び仕様書に基づき、本市と密接に連絡をとり、打合せは必要に応じて随時行うこと。  
(イ)委託内容に係る全ての機器の搬入、設置、配線、設定を行うこと。  
(ウ)委託業務により既存のシステムに生じた不具合については責任をもって解決すること。  
(エ)更新作業に係る既設業者などとの調整を含むすべての業務を請け負うこと。  
(オ)本仕様書に明記されていない事項については、デジタル活用推進課と協議の上決定すること。  
(カ)ネットワークの詳細資料及び建屋の図面等は本事業参加表明企業にのみ開示する。

## 第3章 セキュリティ要件

### 3.1 アクセス管理要件

- (1) アクセスは許可された部署、利用者に対しての権限管理を行えること。
- (2) ホストサーバの各機器に対し、適切なアクセスコントロールを設定できること。また、管理者以外からの不正アクセスができないようにすること。
- (3) ファイアウォールにて、インターネットからの不正な通信を庁内に侵入できないようにアクセス制御を実施すること。

### 3.2 ログ管理要件

- (1) システムログの参照はシステム管理権限等で閲覧を限定できること。
- (2) システムログ、アプリケーションログを取得し、取得したログの漏えい、改ざん、消去、破壊などを防止できる機能を設けること。

### 3.3 セキュリティ運用要件

- (1) 継続的にセキュリティが確保されるように、PDCA サイクル管理運用を行い、セキュリティレベルを下げないように取り組むこと。

### 3.4 不正侵入・不正利用の防止要件

- (1) 庁内ネットワーク外からの不正な接続および侵入、行政情報の漏えい、改ざん、消去、破壊、不正利用を防止するための対策を行うこと。
- (2) 認証サーバと連携して、脅威の発信元ユーザーまたは発信元端末を特定できること。
- (3) 24 時間 365 日体制でセキュリティ専門要員が不正アクセス防御及び監視およびパッチ当てを行うこと。
- (4) セキュリティログレポートは Web から閲覧できるサイトを準備すること。

### 3.5 ウイルス対策要件

- (1) サーバ環境は、アンチウイルスソフトウェアなどを活用して不正プログラム対策を実施できること。
- (2) インターネット側・庁内側のウイルス対策ソフトを更新すること。なお、現行は基幹系も含めてトレンドマイクロ(株)社製 TRSL Trend Micro ウイルスバスターコーポレートエディション Plus を 830 ライセンス保有しており、Apex One で運用している。

### 3.6 その他、既存環境の継承要件

既存環境の以下の要件を継承して、保守運用をすること。

- (1) 無線の干渉波の状況をフロアマップ上に表示が可能な仕組みを提供すること。
- (2) 資産管理ソフトと連携し、対象となるネットワークに接続された端末に対し、通信制御ができる仕組みを提供すること。

## 第4章 情報基盤運用 SE 要件

### 4.1 基本要件

基本対応時間は、平日8:30~17:30とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。またメンテナンスや障害対応は時間外、休日も対応すること。

以下の作業を行えることとする。(以下の要件を、会社としてのサポート体制のトータルで行うでも可とする。)リモート回線を利用してもかまわないが、回線費用も含め本業務に含むこと。リモート接続に関しては適切な安全対策を実施すること。

ただし、現地対応や運用性の向上を主目的としており、特に保守運用の現場駆けつけや通常時運用の安定性のための予知保全の考え方についての提案を強く求めるものである。「遠隔地からリモートの対応で十分です」的な提案を求めているのではないので注意願います。

#### ◆行政系

- ・インフラ管理計画書の提出
- ・サーバ管理・・・バックアップ確認・ハードウェア確認・パッチ確認
- ・ネットワーク管理・・・ネットワークログ分析・アドレス・トラフィック管理・ドメイン管理
- ・セキュリティ管理・・・パッチ・ログ・ファイアウォール、ブロック等処理
- ・セキュリティ調査・・・不正ログ調査、不正メール調査
- ・バージョンアップ管理(ネットワーク機器、サーバ等)
- ・脆弱性の調査、改善
- ・情報基盤障害対応
- ・仮想デスクトップ環境管理
- ・問合せ管理・・・ハードウェア障害・ソフトウェア障害(業務ソフト除く)
- ・管理資料作成・・・各管理手順・現状構成の資料・障害時の手順書
- ・管理資料の更新物の提出・・・年1回更新したものをまとめ提出
- ・ユーザー管理の助力
- ・セキュリティ監査の助力
- ・情報職員への教育の助力(サーバ・ネットワーク・セキュリティ障害対応の教育)
- ・セキュリティを担保するのに必要な作業
- ・その他、情報基盤維持に必要と考えられる作業

#### ◆教育系

ネットワークは2分離(校務、学習系)環境

学習系のインターネットアクセスはローカルブレイクアウトを実施。

職員室のAPは学習系WLCで管理している。

学校系のネットワークの運用に関して、行政も含めたNWインフラに関係する範囲においては、サポート範囲とすること。

## 第5章 仮想情報基盤の仕様要件

仮想情報基盤に関しては現在オンプレ構成にて運用しているが、クラウド運用も含め提案願う。

### 5.1 範囲

本見積の対象業務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 統合基盤設計業務
  - ・ 物理サーバ、ストレージ、必要なネットワーク、監視、バックアップ、セキュリティ、総合管理等の設計
- (2) 統合基盤ハードウェア・ソフトウェアの提供
- (3) 統合基盤構築業務
  - ・ 機器設置
  - ・ 本事業に必要となった場合の工事(サーバ室内LAN配線、本市サーバ室内分電盤以降の電源工事、必要に応じたフロア補強)
  - ・ 構築、システム移行
  - ・ 単体テスト、統合基盤内結合テスト
  - ・ 統合基盤システムテスト(物理基盤とクラウド基盤)
  - ・ 運用設計
  - ・ 運用テスト
- (4) 統合基盤保守業務
  - ・ ハードウェア・ソフトウェア保守
  - ・ 障害・トラブル原因切り分け支援
  - ・ 性能監視、障害監視
  - ・ ソフトウェア、ファームウェアバージョンアップ作業
  - ・ サーバソフトウェア (windowsADサーバ、VirusBusterCorpサーバ、WSUSサーバ、ファイルサーバ、m-filterサーバ、i-filterサーバ、SKYSEA、メール中継サーバ、DNSサーバ等) の運用支援
  - ・ 定期点検(年1回)
  - ・ 教育、研修
- (5) 統合基盤利用支援
  - ・ 開発・検証等の環境構築支援
  - ・ システム障害復旧支援
- (6) 機器の撤去
  - ・ 移行元仮想サーバ機器の撤去および市役所内指定箇所への移設。機器の撤去場所の指示と機器の廃棄は市が別途行う。

### 5.2 納入場所

本見積の対象業務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 統合基盤
  - ・ 統合基盤を構成するハードウェアを、本市サーバールーム内の所定のラック(日東工業(株)社製 型番: FS100-720EN/H)に設置すること。
  - ・ 統合基盤環境を構築し、対象システムを移行させること。

## (2) ソフトウェア

以下のソフトウェア等は所定のセットアップを行い納入すること。

- 仮想化ソフトウェア
- 監視用ソフトウェア
- バックアップ用ソフトウェア
- その他本仕様を実現するために必要なソフトウェア

## (3) ドキュメント類

- 以下のドキュメントについて、市の承認を受けた上で納入すること。

業務区分	成果物
設計・構築関連	基本設計書(方式設計、構成設計)
	詳細設計書
	各テスト計画書、結果報告書
ハードウェア、ソフトウェア関連	ハードウェア一覧表(構成、スペック)
	ソフトウェア一覧表
	ソフトウェアライセンス管理表
システム移行・利用支援関連	統合基盤利用仕様書
	システム移行手順書
	統合基盤運用マニュアル
マネジメント	WBS(Work Breakdown Structure)
	進捗報告書、課題一覧表
	打合せ議事録
保守関連	5年間の運用保守・点検・研修スケジュール 緊急時対応計画書、保守運用体制一覧表
研修教育関連	研修実施計画書
	研修、教育テキスト

## 第6章 統合基盤設計・構築業務

### 6.1 設計要件

- ・割り当てられたシステムを、庁内仮想化基盤で稼働させることができるよう、必要となるリソースを算定し、ハードウェアおよびソフトウェアの構成および仕様を設計すること。
- ・設置場所は「11.3 納品場所」に記載のとおりとする。
- ・仮想基盤の必要リソースの算定方法を明確化し、算定方法に基づく適切なサイジングを行うこと。

### 6.2 構成要件

#### 6.2.1 基本構成

本見積により整備する統合基盤は以下に示す構成とすること。また、それぞれに示す要件を実現すること。適切と判断される場合は、複数のサーバ機能を集約させてもよい。

野洲市情報系サーバの統合基盤は、「おうみ自治体クラウド IaaS 基盤」と密連携して相互補助する形で構成される形となる。本事業を受託するものは、「おうみ自治体クラウド IaaS 基盤」構築業者と協力して本事業を遂行し、野洲市総合情報基盤の構築・安定稼働・運用に寄与すること。

##### (1) 仮想化環境

複数の物理サーバ、ストレージ、ネットワーク装置で構成するハードウェアを、仮想化ソフトウェアによりリソースプールとして管理し、複数のシステムで共用するシステム基盤。

##### (2) 仮想サーバ

仮想化環境上でゲストOSを稼働させる仮想的なサーバ。

##### (3) 管理サーバ

統合基盤を集中管理し、統合基盤の運用管理のほか、統合基盤で実施する仮想サーバの生成、性能や障害の監視などの機能を提供するサーバ。

##### (4) Active Directory サーバ

Active Directory の操作マスタ(FSMO:Flexible Single Master Operation)サーバ。

##### (5) プライマリストレージ

仮想化環境、利用システムのファイル・データ、各種ログを格納する高信頼・高性能ストレージ。

##### (6) バックアップストレージ

仮想化環境、利用システムのファイル・データ、各種ログをバックアップし、世代管理する。

##### (7) 無停電電源装置

統合基盤の全機器を停電や落雷等から守り、停電時はシステムを安全に停止させる。

##### (8) その他

統合基盤の利用に必要なハードウェアおよびソフトウェア。

#### 6.2.2 仮想化ソフトウェアに関する条件

- ・VMware 社「VMware vSphere 最新版」を導入している。

#### 6.2.3 ハードウェアに関する条件

基本的に物理サーバ構成を例としているが、クラウドネイティブ等のオールクラウドの提案も可とする。この場合においても庁内に NAS 機能を配置し、職員用ファイルサーバの本番機として稼働させ、クラウド IaaS

基盤で運用するファイルファイルサーバのサブ機と連携させた冗長構成環境を構築すること。

(1) 物理サーバ(HCI の提案も可とする。)

- ・仮想化環境を構成するサーバ機器。
- ・CPU は、現行のインテル Xeon プロセッサ、物理コア 6 以上のものを 2 つ以上、3 次キャッシュ 12MB 以上を実装することとし、物理サーバ 3 台の構成とする最適案を提案すること。
- ・巻末「サーバー覧」に記載している3.庁内設置 vSphere のサーバを移行対象とする。
- ・上記を考慮した構成に関するサイジングの根拠を提案書に記載すること。
- ・19 インチラックに格納ができること、100V および 200V 電源で稼働すること(以下(2)～(7)についても同様)。

(2) ストレージ

- ・可用性(耐障害弾力性)に対応した構成とすること。
- ・オンラインで Volume の拡張および縮小ができること。
- ・スナップショット機能を有し、最低限30世代以上取得可能なこととして、推奨提案すること。
- ・スナップショット取得によるパフォーマンス劣化を抑える機能を有していること。

(3) 管理サーバ

- ・仮想化基盤内に構成しない、独立したサーバ機器とするか推奨提案をすること。
- ・Windows Server 2022 Standard を導入している。
- ・VMware vCenter Server を導入している。
- ・VMware vCenter Server のほか、統合基盤の運用管理に必要なソフトウェアを適正に稼働させるために十分なスバックを有すること。

(4) バックアップサーバ

- ・仮想化基盤内に構成しない、独立したサーバ機器とするか推奨提案をすること。また管理サーバと共存する提案も可とする。ただし、全体の設計上、信頼性や運用性、耐障害性に影響の無いことを前提とすること。
- ・Windows Server 2022 Standard を導入している。
- ・統合基盤における各種バックアップに必要なソフトウェアを適正に稼働させるために十分なスバックを有すること。統合基盤全体を考慮した最適なバックアップの仕組みを提案すること。

(5) バックアップストレージ

- ・統合基盤における各種バックアップを適切に実行するために十分なスバックを有すること。
- ・将来のデータ増加に対応可能な仕組みを有すること。
- ・災害対策として遠隔地へ移設する場合に、特別な機器やライセンス等が不要であること。
- ・上記機能を有するサービスの提案も可とする。

(6) スイッチ(内部ネットワーク用)

- ・統合基盤の内部ネットワークを構成するために必要となるスイッチを導入している。

(7) その他

- ・本仕様書に基づき統合基盤を構築する上で必要となるハードウェアを導入すること。

#### 6.2.4 ゲスト OS に関する条件

- ・既存システムの移行に関しては、現在の稼働状態を維持すること。
- ・新規に構築するOSは、Windows Server 最新もしくは最適なバージョンのゲストOSとすること。また、

現行はVMwareにて構成している。

- ・ライセンスは「Windows Server Datacenter」を物理サーバ構成にて導入している。  
その他 自社が仮想化基盤構築に必要な OS ライセンスも全て含むこと。
- ・仮想基盤上に「RedHat Linux」商用版を最低1仮想サーバが利用可能(移動も含む)なように適切に導入すること。
- ・ Windows Server User CAL が必要な構成の場合は 700 ライセンス用意すること。

#### 6.2.5 ソフトウェアに関する条件

- ・性能管理、バックアップ、セキュリティ対策、システム移行等、本仕様による統合基盤の構築、保守に必要なすべてのソフトウェアを導入すること。
- ・導入するソフトウェア間の組み合わせおよびハードウェアとの組み合わせによる障害・不具合が発生しない構成とすること。
- ・導入時のバージョンは基本的に最新版とし、最新のアップデートプログラムおよびパッチが適用済みであること。
- ・バージョンアップ、推奨パッチの最新情報が入手可能であること。
- ・パッチおよび最新アップデートプログラムが入手可能であること。

### 6.3 基盤管理機能要件

- ・統合基盤を構成するサーバ、ストレージ、ネットワーク機器をリソースプールとして管理し、仮想サーバやシステム環境の配備や返却にかかる作業を標準化、自動化すること。
- ・配備する仮想サーバの仕様をテンプレートにして標準化できること。
- ・配備する仮想サーバの利用状況について、利用システム毎に管理できること。
- ・統合基盤のリソースプールの枯渇または閾値を自動検知して、あらかじめ設定する通知先へメール通知できること。
- ・物理サーバ間における仮想サーバの活性移動が行えること。
- ・物理サーバのダウン時に、当サーバ上で稼働している仮想サーバを自動的に別の物理サーバ上で再起動させることができること。
- ・運用管理・利用支援業務を、GUI ベースの操作画面から効率的に実施できること。

### 6.4 基盤データ管理機能要件

#### 6.4.1 基本構成

- ・バックアップデータは、バックアップストレージに保存すること。
- ・必要となるリソース量の算定方法を明確化し、算定方法に基づく適切なバックアップストレージのリソースを確保すること。
- ・あらかじめ設定されたスケジュールに従った自動処理、および随時の手動処理によりバックアップできること。
- ・自動処理スケジュールは、仮想サーバ毎に設定ができること。
- ・高速にバックアップが取得できる仕組みを有すること。
- ・バックアップデータ容量を最小限に抑える仕組みを有すること。
- ・データの重複排除によるバックアップを行う方式であること。

## 6.4.2 バックアップ要件

### (1) システムイメージ

- ・ 仮想化環境、管理サーバ、仮想サーバのシステム領域のバックアップを行うこと。

### (2) データバックアップ

- ・ ストレージ内のデータ領域のバックアップを行うこと。
- ・ 1日1回以上の頻度で実行すること、実行頻度は業務システム毎に変更できること。

## 6.4.3 リカバリ要件

- ・ GUI ベースの操作画面からリカバリ処理が実施できること。
- ・ 仮想サーバ単位、ファイル単位での復旧が行えること。

## 6.5 セキュリティ機能要件

### 6.5.1 アクセス制御

- ・ 仮想サーバ毎に VLAN を設定すること。

### 6.5.2 ウイルス対策

- ・ 仮想サーバ上のゲストOS、ミドルウェア、アプリケーションの保護を行うこと。
- ・ 管理サーバ、バックアップサーバ、その他導入するサーバの保護を行うこと。
- ・ ゲスト OS がウイルスに感染したとしても、他のゲスト OS に影響しない仕組みを講じること。
- ・ ゲスト OS に脆弱性が発見された場合、本対応するまでの間、仮想的にパッチを適用する等の方法で脆弱性対策が可能な構成とすること。
- ・ ウイルス対策ソフトは、統合基盤において一元的に管理すること。
- ・ ウイルス対策ソフトの検索エンジンおよびパターンファイルは、自動更新できる仕組みを講じること。
- ・ ウイルススキャンの実行による、サーバリソースの圧迫やシステム処理の阻害を防止するための措置を講じること。
- ・ 上記を実現するため、市が保有しているトレンドマイクロ社「TRSL ウイルスバスター コーポレートエディション Plus」ライセンスを利用しても良い。

## 6.6 基盤監視機能要件

### 6.6.1 基本要件

- ・ 物理サーバ、ストレージ、ネットワーク機器および仮想サーバの稼働状態を 24 時間 365 日監視できること。
- ・ 設計段階の設定内容に基づき、障害・異常を検知した場合は、あらかじめ設定された通知先へ自動的にメール通知するとともに、パトランプ等でも通知すること。
- ・ システム単位、仮想サーバ単位に、障害監視の事項、検知すべき閾値、検知時の通報メールの送信先アドレス(複数)を設定できること。
- ・ 保守作業を行う仮想サーバ等を、一時的に監視対象外の設定にできること。

## 6.6.2 監視項目

- 以下の項目について、所定の監視ができること。

監視項目	監視内容
死活監視	PingおよびSNMP(MIB)による物理サーバ、ストレージ、周辺機器および仮想サーバの死活監視を行うこと。
性能監視	物理サーバ、ストレージおよび仮想サーバのCPU、メモリ、ディスク使用率を監視すること。
稼働監視	物理サーバおよび仮想サーバにおいて、システムの稼働上必要なプロセス、サービス状態を監視すること。
イベント監視	物理サーバおよび仮想サーバにおいて、アプリケーションログやシステムログのエラー、警告メッセージを監視すること。
SNMP-TRAP監視	物理サーバ、ネットワーク機器、ストレージ、周辺機器および仮想サーバから送信されるSNMP-TRAP を監視すること

## 6.7 テスト要件

## 6.7.1 統合基盤内テスト

## (1) 単体テスト

単体テスト計画書を作成し、統合基盤に導入するソフトウェア等の単体テストを実施すること。

## (2) 基盤テスト

結合テスト計画書を作成し、基盤テストを実施すること。

## 6.7.2 ネットワーク接続テスト

ネットワーク接続テスト計画書を作成し、外部ネットワーク、内部ネットワーク、および管理用ネットワークとの接続テストを実施すること。

## 6.7.3 システムテスト

総合的なテストを実施することとし、下記項目を満たすシステムテスト計画書を作成し、市の承認を受けること。

区分	内容
システム正常性テスト	移行させたシステムの正常性を確認する。
機能テスト	統合基盤に要求されている各機能が、設計どおりに実現されていることを確認する。
性能テスト	CPU負荷、スワップ発生回数、ディスクI/O負荷、ネットワーク負荷等が所定の性能(処理能力)を満たしていることを確認する。
障害検知テスト	システム障害や設定閾値を超える負荷等を発生させて、検知機能が適正に働くことを確認する。
障害復旧テスト	システム障害を発生させて、障害発生時における回復機能が正常に働くことを確認する。

リカバリテスト	取得したバックアップから、システムおよびデータが復旧できることを確認する。
負荷テスト	大量のアクセス等によってシステムが高負荷になっても、システムが正常に機能することを確認する。

## 6.8 構築・導入スケジュール

マイルストーンに基づき、プロジェクト全体のスケジュールを策定すること。

## 第7章 統合基盤ハードウェア・ソフトウェアの提供

- ・ 統合基盤を構成するハードウェアおよびソフトウェアを、令和 9 年(2027 年)5 月1日から令和 14 年(2032 年)4 月 30 日までの 60 か月間、保守サポート付きで提供すること。
- ・ 上記期間内を通じて、ハードウェア保守部品の供給ならびにソフトウェア保守サービスの提供を行うこと。

## 第8章 統合基盤運用支援・保守業務

令和 9 年(2027 年)5 月1日から令和 14 年(2032 年)4 月 30 日までの 60 か月間における統合基盤の運用支援および保守業務を、市担当者の指示に基づき実施すること。

なお、運用支援、問い合わせ対応および保守など本業務の受付窓口は、一本化すること。

### 8.1 運用支援要件

#### 8.1.1 提供するサービスの内容

統合基盤では、利用システムに対して以下のサービスを提供する。

- ・ システム環境(仮想サーバ、ストレージ、ネットワーク)の提供、保守
- ・ システムファイル、データ、ログのバックアップ
- ・ セキュリティ対策(ウィルス対策、パッチファイルの提供等)
- ・ 障害監視、障害通知
- ・ 障害時切り分け支援
- ・ 問い合わせ対応

#### 8.1.2 支援対応時間

- ・ 平日(土日祝日および年末・年始を除く)の8時 30 分から 17 時 30 分までを基本とするが、緊急時は別途連絡が可能な窓口を設置し、対応すること。

#### 8.1.3 リモート運用管理

市庁舎外に所在する拠点からネットワーク経由で統合基盤の運用支援業務を実施する(以下、「リモート運用管理」という)場合は、以下の各条件を遵守すること。

- ・ リモート運用管理は、障害の切り分け、復旧など緊急の対応が必要な場合に限り、市の承認を受けて実施できるものとする。
- ・ 管理用ネットワークにVPNルータを配置し、通信のセキュリティを確保すること。

- ・インターネット VPN は利用不可とする。
- ・通常、各VPNルータの電源は切断しておき、業務実施時のみ電源を投入すること。
- ・リモート運用管理に用いる端末は、ウイルス対策が施されており、最新のセキュリティパッチが適用されていること。

## 8.2 保守要件

### 8.2.1 ハードウェア・ソフトウェア保守

- ・ハードウェア保守は、24 時間 365 日とすること。(最低でも休日・時間外も対応可能として保守(交換作業)・障害対応の優位性を提案すること。)
- ・ソフトウェア(OS、仮想化ソフトウェア、バックアップソフトウェア等)のバージョンアップ、脆弱性対応のパッチ適用の緊急性・必要性を判断し、市の承認を得た上で適期に実施すること。

### 8.2.2 障害対応

- ・障害発生時には、障害箇所の確認を行い、障害原因の一次切り分け支援を行うこと。また、障害の原因、影響範囲、対応方針等を、速やかに市担当者へ報告すること。
- ・物理サーバのダウン時に仮想サーバの自動再起動ができない場合は、速やかに復旧させること。また、必要に応じて市と協議を行うこと。
- ・統合基盤を構成するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークにおいて障害を確認した場合は、市の承認を受けたうえで速やかに障害を回復すること。
- ・統合基盤を構成するハードウェアに対して直接の作業が必要と判断される場合は、市への障害通知後、速やかに駆けつけ、作業を開始すること。
- ・復旧の目途が立たない様な障害が発生した場合には、市の承認を受けた上で、統合基盤の運用に支障が無いよう安全性を考慮した応急処置を行うこと。
- ・障害修復後は、原因、実施作業内容、再発防止対策、今後の留意事項等を書面に取りまとめて報告すること。
- ・障害発生状況、障害対応等の履歴を管理すること。

## 8.3 利用支援

### 8.3.1 開発・検証用環境の提供

- ・統合基盤の利用を前提としたシステム開発や、利用システムの改修、仮想OSやミドルウェア、アプリケーションに対するパッチ適用等の業務に対して、市の指示を受けて開発・検証用のシステム環境を構築し、提供すること。
- ・開発・検証用システム環境は、本運用環境とは独立して構築、利用、廃止できるものとし、すべての設定、処理、障害発生等が本運用環境に一切の影響を与えないものであること。
- ・開発・検証用環境を利用するシステム管理者に対し、統合基盤の提供者としての支援を行うこと。

### 8.3.2 問い合わせ対応

- ・統合基盤が提供するサービスの内容や、システム環境の操作方法など、統合基盤管理機能に係る質問や相談への対応を行うこと。
- ・相談対応等の内容を管理表に記録管理すること。

### 8.3.3 システム障害復旧支援

- 利用システムまたは統合基盤の障害発生時において、統合基盤の障害復旧後または統合基盤に障害がないことを確認した後は、システムが再稼働するまで状況を確認し、システム管理者によるシステム復旧作業に対する支援を行うこと。
- システム復旧作業におけるデータリカバリにおいて、システム管理者の申し出に従い、市の承認を受けてバックアップデータの提供および実施の支援を行うこと。

## 第9章 システム移行

### 9.1 基本方針

- システム移行は、巻末の「サーバー一覧」に記載している方式を想定しているが、より良い方法があれば、その方式を提案すること。
  - \* 今回の移行は巻末の「サーバー一覧」の3.庁内設置 vSphere のサーバを移行対象とする。また、移行に際して、Windows Server Windows Server 最新もしくは最適なバージョンのゲストOSにて再構築するものとする。
- 移行に必要なツールについては、本見積りに含めること。
- 移行する全てのシステムを、統合基盤環境で正常に動作させること。
- 既存システムの移行作業および動作確認のために、既存システムの納入業者に相談もしくは依頼をする場合は、市を通じて連絡すること。
- ネットワークの変更が必要な場合、そのために必要な機器および作業等も本見積りに含めること。

### 9.2 移行方法の決定要件

システムの統合基盤への移行にあたっては、あらかじめ対象システムに関する以下の情報を収集するとともに、システム管理者へのヒアリングを行い、移行方法、必要リソース、移行スケジュール等を決定すること。

サーバの台数、CPUコア数および処理内容

- 利用OS、バージョン
- 利用ミドルウェア、バージョン、ライセンス
- メモリサイズ
- ディスク利用容量
- 接続するネットワーク
- バックアップ要件
- 統合基盤利用要件(サーバ間通信制御の要否)
- 移行(構築)作業スケジュール
- 検証環境、開発環境の要否
- その他

### 9.3 移行テスト環境

- 統合基盤上に、システムの移行作業と移行後の稼働状況を事前に検証するための移行テスト環境を構築すること。
- 移行テスト環境は、本運用環境とは独立して構築、利用、廃止できるものとし、すべての設定、処理、障害発生等が本運用環境に一切の影響を与えないものであること。

## 9.4 データ移行

- ・移行対象サーバに保存されているデータも本番環境へ移行すること。  
詳細については、巻末「サーバー一覧」を参照すること。

## 9.5 クラウド IaaS 基盤と庁内仮想化基盤の連携

- ・クラウド IaaS 基盤と庁内仮想化基盤とをデータ連携させ、相互にバックアップがとれる構成とすること。  
また、オールクラウド(クラウド IaaS 基盤上に全てのリソースを構築する提案)にする場合は、必要なデータをバックアップする構成とすること。

■仮想基盤3台のリソース合計および仮想サーバ設定リソース。

※内田クラウド内(内田洋行が校務支援用に提供)の仮想基盤は記載なし。

基盤#1_リソース合計																
基盤#1	CPU(コア数)				メモリ(GB)				ストレージ(GB)							
全体	48				256				16500							
使用済み	48				176				6300							
空き容量	0				80				10200							
基盤#1_搭載仮想サーバー一覧																
基盤#1	用途				CPU(コア数※)				メモリ(GB)				ストレージ(GB)			
Tanium	Tanium管理サーバ				6				16				400			
RDSAgent1	SKYDIVRDSエージェント#1				6				24				800			
RDSAgent2	SKYDIVRDSエージェント#2				6				24				800			
RDSAgent3	SKYDIVRDSエージェント#3				6				20				800			
RDSAgent4	SKYDIVRDSエージェント#4				6				24				800			
RDLicenseSV	SKYDIVライセンスサーバ				2				4				200			
SKYDIVCS	SKYDIVセンターサーバ1				2				32				500			
ys22i-ad1(インターネット系)	インターネット系AD1				2				4				200			

野洲市総合ネットワーク再構築・運用保守業務プロポーザル実施要項・調達仕様書

yn22i-RKS7	WEB会議サーバ7	2	12	200
yn22i-RKS8	WEB会議サーバ8	2	12	200
GIKAI-SV	庁内議会配信サーバ	4	8	200
VIRUS-SV	ウィルス対策サーバ(内部用)	2	8	200
AD-SV1(情報系)	情報系AD1	2	4	200
ys24YSAsset	資産管理サーバ	8	12	800

基盤#2_リソース合計				
基盤#2	CPU(コア数)	メモリ(GB)	ストレージ(GB)	
全体	48	256	16500	
使用済み	49	200	9506	
空き容量	-1	56	6994	
基盤#2_搭載仮想サーバー一覧				
基盤#2	用途	CPU(コア数※)	メモリ(GB)	ストレージ(GB)
Tanium-mod	Taniumモジュールサーバ	4	12	200
RDSAgent5	SKYDIVRDSエージェント#5	6	24	800
RDSAgent6	SKYDIVRDSエージェント#6	6	24	800
RDSAgent7	SKYDIVRDSエージェント#7	6	24	800
RDSAgent8	SKYDIVRDSエージェント#8	6	24	800
SKYDIVCS2	SKYDIVセンターサーバ2	4	32	700
yn22i-RKS5	WEB会議サーバ5	2	12	200
yn22i-RKS6	WEB会議サーバ6	2	12	200
TESTSV01	-	1	4	100
mx-i	メール中継振り分けサーバ	2	4	150
PAPERLESS-SV	ペーパーレス会議サーバ	4	16	200

野洲市総合ネットワーク再構築・運用保守業務プロポーザル実施要項・調達仕様書

WSUS-SVX	WIN10用WSUSサーバ	4	8	600
yn22i-RKS	WEB会議サーバ1	2	8	128
yn22i-TWS	テレワークサーバ	2	8	128
VIRUSK-SV	ウイルス対策サーバ(開放系)	2	8	200
FILE-SV1 基盤#1ハ	情報系ファイルサーバメイン	4	16	3500

基盤#3_リソース 合計																			
基盤#3		CPU(コア数)		メモリ(GB)		ストレージ (GB)													
全体		48		256		85600													
使用済み		52		226		7845													
空き容量		-4		30		77755													
基盤#3_搭載仮想サー バー一覧																			
基盤#3		用途		CPU(コア数 ※)		メモリ(GB)		ストレージ (GB)		ストレージ2 (GB)									
i-filter		インターネット系プロキ シサーバ		2		16		300		500									
ys16i-ma		メール無害化/アーカイ ブサーバ		2		16		800		-									
m-filter		アンチスパムサーバ(内 部)		1		4		200		-									
proxy-sv1		内部DNS/プロキシ(マ スター)		1		4		200		-									
WSUS		インターネット系 WSUSサーバ		2		16		756		-									
smoothfile		SmoothFile_ファイル 無害化		4		16		610		-									
AuthConduct or		静脈認証サーバ1		2		16		200		-									
AuthConduct or2		静脈認証サーバ2		2		16		200		-									

## 野洲市総合ネットワーク再構築・運用保守業務プロポーザル実施要項・調達仕様書

cameraSV	新監視カメラサーバ兼 入退室システム	4	8	200	-
TempBox	Tempbox_メール無害 化	2	2	250	-
FileSV	インターネット系ファイ ルサーバ	4	12	1200	-
smb	SMBサーバ	2	4	100	-
ys22i-OnPrem	CiscoSSM	4	8	200	-
ys22DNA-bk	DNAC用バックアップ サーバー	1	4	500	-
opmanagersv	庁内NW機器監視サー バ	2	8	500	-
stealthwatch	Stealth Watch-SMC	3	24	150	-
stealthwatch- fc	Stealth Watch-Flow Collector	2	16	200	-
Tanium-sql	Tanium sqlサーバ	4	4	200	-
ys15i-ad1	インターネット系AD2	2	4	150	-
AD1	インターネット系移行テ スト用AD	2	4	200	-
yn22i-RKS2	WEB会議サーバ2	2	12	180	-
Vmware vCenter Server	Vcenterサーバ	2	12	49	-

## 野洲市 おうみクラウドIaaS基盤内容

番号	内容	台数	CPU(コア)	メモリ(GB)	ディスク(GB)	
1	ADサーバ2	1	2	4	50	
2	人事Webサーバ	1	1	8	200	
3	人事DBサーバ	1	2	16	500	oracle
7	地図情報サーバ	1	2	8	500	
8	Proxyサーバ2	1	1	4	150	

9	財務FASTDBサーバ(新)	1	4	8	280	
10	財務FASTWebサーバ(新)	1	4	16	230	
11	ファイルサーバ(副)	1	2	8	3,500	
12	野洲市文書管理システムAPサーバ	1	2	8	500	
13	野洲市文書管理システムDBサーバ	1	4	16	6000	
14	野洲市文書管理システムPDFサーバ	1	2	8	500	
15	野洲市様グループウェアサーバ	1	8	16	1500	

その他接続が必要な基盤

■内田クラウド 校務支援システム

## 第 10 章 プロジェクト管理要件

### 10.1 管理

- (1) 本業務遂行に関する本市からの要請、指示等の受理および本市への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は、原則としてプロジェクト管理責任者を通じて行うものとする。
- (2) 本業務に伴う作業を開始するにあたり、本市と受託業者側の作業体制や作業方針、作業の進め方、ルール、スケジュールを明確化するため、事前にそれらを記載した「プロジェクト実施計画書」および「実施スケジュール表」を作成、提出し本市の了承を得た上で作業を開始すること。
- (3) 本業務期間中は、作業の進捗状況の確認、問題点の共有化および解決策の検討を図り、本市と受託事業者が共通の問題意識を持って課題に対応するため、必要に応じて報告会議を持つこととする。
- (4) 上記報告会議には必ずプロジェクト管理責任者が出席するとともに、進捗状況等を説明すること。
- (5) 会議の日程は本市の指示に従うこととし、会議を行った際は「会議議事録」を作成し、速やかに提出すること。
- (6) システム稼働後は、運用保守要件に基づき、作業を行うこと。

### 10.2 品質管理

本システムは当市の基幹ネットワークであり、障害の発生は直接住民サービスに影響するものである。よって、高い品質を維持する為に以下の要件を満たすこと。

- (1) 構築体制に、品質管理責任者を設置し、品質管理に従事させること。
- (2) 旧ネットワークからの移行方法について、その方法、移行完了基準などについて当市の承認を得ること。

- (3) ネットワークに関しては、トラフィックの測定、機器の死活管理を行うこと。  
 (4) その他、品質を維持管理するための手法を提案すること。

### 10.3 スケジュール

本事業は、市役所業務に影響が無いように実施すること。また、本市との協議の上で決定し、それを遵守すること。本市職員の負担が最小限となるようスケジュール等考慮すること。

## 第11章 納品

### 11.1 納品物

本業務において予定する成果物は次のとおりである。

成果物の内容の詳細については、本業務委託先と別途協議の上、決定する。

- (1)ハードウェア納品物  
 (2)ソフトウェア納品物(ソフトウェア説明書、ソフトウェア電子媒体、ライセンス等)

本業務において予定するソフトウェア成果物は以下のとおりである。

成果物		内容
1	操作マニュアル	システム操作マニュアル
2	運用設計書一式	運用手順書、障害回復手順書
3	機器説明書一式	機器に関するメーカー各種取扱説明書
4	設計書一式	基本設計書、詳細設計書
5	研修資料一式	運用管理者用、業務運用、操作等
6	インフラ設計書一式	ハードウェア等構成表及び構成図 バックアップ、リカバリ手順書
7	会議及び打合せ議事録	会議及び打合せに関する議事録および資料
8	ライセンス一式等	本システム運用に必要なライセンス証書 等
9	機器一覧	導入機器の型番、シリアル番号の管理表

### 11.2 納期

各納品物の納期については、別途協議の上決定する。

### 11.3 納品場所

納品場所は、本市総務部デジタル活用推進課を基本とするが、ハードウェア、ソフトウェア等については、本市と協議の上、納品すること。

### 11.4 その他

機器等設置時に生じる梱包材等は持ち帰ること。

## 11.5 検収

検査の結果、成果物の全部または一部に修正が必要と判断された場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な改修を行った後、指定した日時までに修正内容を反映した成果物を納入すること。

## 第12章 保守・運用に関する要件

保守方法については、予備機運用などを利用し、ランニングコストが最適化できる方法にて、下記内容を考慮に入れた提案をすること。

### 12.1 保守体制

- (1) 障害時に迅速な復旧を可能とするサービス体制が確保されていること。概ね 1 時間で現地到着できること。
- (2) 窓口を一元化すること。
- (3) アフターサービス、修理、部品提供等を 5 年間速やかに行うことができる体制を有すること。
- (4) 機器等の納入にあたっては、本システムの構築および運用を支障なく行うことができるよう、開発元・販売元からのサポートを確実に受けることができること。
- (5) 年に一回成果物の最新版を電子媒体にて提出すること。

### 12.2 ハードウェア保守

- (1) 本事業の対象機器全てにおいて、運用期間(5 年間)の保守業務を実施すること。
  - ア 月曜日～金曜日 平日8:30～17:30 の保守対応時間とする。
  - イ 本市まで概ね 1 時間で対応できる保守拠点を有すること。また、主要な機器については、休日・時間外も対応可能とすること。
  - ウ 原則として当日 15:00 までに依頼した障害の場合は、当日中にエンジニアが来庁し部品交換等の修理対応を実施すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
  - エ 受付方法は、コールセンターへの電話による対応とする。
- (2) サーバ保守
  - ア 機器納品時の設定状態まで戻すこと。
- (3) ネットワーク機器
  - ア 機器納品時の設定状態まで戻すこと。
  - イ OS の脆弱性等が発表された場合、情報提供や、バージョンアッププログラムの提供を行うこと。

### 12.3 ソフトウェア保守

- (1) 本事業において導入するソフトウェア(ネットワーク監視ソフト)において、運用期間の保守業務を実施すること。
- (2) ソフトウェア保守業務に対しては、以下の内容を実施すること。対応が異なる場合は、その旨提案書に記載すること。
  - ア 保守対応時間は原則、平日8:30～17:30 とする。
  - イ 電話/FAX/e-mail での受付及び、問題解決支援、技術情報提供を行うこと。
  - ウ 修正プログラム、バージョンアッププログラムの提供を行うこと。

## 12.4 導入研修に関する要件

- (1) システム管理者向けおよび利用者向けにそれぞれ実施すること。
- (2) 研修カリキュラム(研修期間、研修回数、研修内容等)について明記すること。
- (3) 研修環境は、原則として受託事業者が準備すること。
- (4) 研修場所は、本市の会議室等を使用すること。
- (5) 研修時においては研修資料(システム管理者向け及び利用者向け)を必要部数準備すること。
- (6) セキュリティの訓練の計画および実施を、職員と共同して行うこと。

## 第13章 その他留意事項

---

### 13.1 関連法規

関連法規および本市条例及び本市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

### 13.2 守秘義務

本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。

### 13.3 情報セキュリティ管理

受託者は情報セキュリティ管理を行い、各工程において、情報セキュリティに関する事故および障害等の発生を未然に防ぎ、発生した場合に被害を最小限に抑えること。

### 13.4 契約不適合責任

契約不適合責任は、当初契約の期間中とする。

### 13.5 その他

その他、本仕様書に記載のない事項に関し、必要と思われるものは別途協議の上、決定すること。

## 第14章 参加資格について

---

本見積の提出に関する、参加資格として以下の要件を全て満たすことを前提とする。

### 14.1 提案資格・条件について

提案資格について

- ① 野洲市の入札参加資格者名簿に登録を受けている者であること。本件提案に際して提案参加者が選定するリース事業者についても同様とする。ただし、提案参加者のやむをえない事情により本条件を満たさないリース事業者を選定する場合は、提案参加意向の表明日までに次に定める確認手続きを完了しておくこと。

## ※リース事業者入札参加資格確認手続

リース事業者で令和 8 年度野洲市物品供給・役務提供者一覧に登載されていない者は、下記の書類を入札参加意向の表明日までに提出することとする。申請期限までに申請書類を提出できない者はこの入札に参加できないものとする。

- ・使用印鑑届(様式5)
  - ・委任状(様式6)※本社から受任する場合
  - ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)申請日において発行後3カ月以内のもの(写し可)
  - ・都道府県税納税証明書(未納がないことの証明書)申請日において発行後3カ月以内のもの(写し可)※本社から受任する場合は、受任地の証明書とする。
  - ・国税(法人税、消費税及び地方消費税)につき未納がないことの証明書(その3の3)。申請日において発行後3カ月以内のもの(写し可)
  - ・印鑑証明書 申請日において発行後3カ月以内のもの(写し可)
  - ・誓約書(野洲市暴力団排除条例関連、代表者印(実印)を押印)(様式7)
  - ・会社役員名簿(野洲市暴力団排除条例関連)(様式8)
- ② 野洲市から入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項もしくは第 19 条の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 野洲市暴力団排除条例(平成 23 年野洲市条例第 22 号)第6条の規定により、次の(ア)から(カ)の要件に該当する者でないこと。
- (ア)役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
  - (イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (ウ)役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - (エ)役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
  - (オ)役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - (カ)上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ⑥ 近畿圏において人口約 5 万人以上の自治体において当該業務の実績を有すること。あくまでプロポーザル参加(主幹)企業の構築・運用実績を提示すること。

- ⑦ 過去5年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いがないこと。
- ⑧ 本調達範囲は地方自治体の運営における重要システムに位置付けられることから、国等と同様に広義にサイバーセキュリティ確保の観点からサプライチェーン・リスクを考慮した製品・ソリューション・サービスにより提案すること。
- ⑨ ISMS の認定を受けており、定期的に更新がされていること。
- ⑩ ネットワークスペシャリストの有資格者をプロジェクト管理責任者としてプロジェクトに参画させること。
- ⑪ 情報処理安全確保支援士(旧情報セキュリティスペシャリストも可)の有資格者をセキュリティ責任者としてプロジェクトに参画させること。

## 第 15 章 企画提案参加について

### 15.1 参加意思表示について

本件企画提案に参加する事業者は、下記の通り「プロポーザル参加意思表示書(様式1)」に必要事項を記入して提出すること。

- 1 受付期間 令和 8 年 4 月 28 日(火) 午後 3 時まで
- 2 提出方法 直接担当課の窓口へ持参するか、または郵送のいずれかの手法のみとする。  
直接持参する場合は、「第 22 章 担当窓口および問い合わせ先」記載の担当者へ事前に電話連絡の上、直接持参すること。また、郵送する場合には、必ず「特定記録郵便」とすることとし、提出期限日までに到着すること。
- 3 参加辞退の場合 プロポーザル参加意思表示書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届(様式2)」をデジタル活用推進課まで提出すること。

### 15.2 質問および回答について

本書等に対する質問については、「質問表(様式 4)」に記載の上、以下に記載する手順等を遵守し提出すること。

1. 提出期限 令和 8 年 4 月 28 日(火) 午後 3 時まで  
期限後の質問は受け付けない。
2. 提出方法 「第 22 章 担当窓口および問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に電子メールに添付し送信すること。
3. 質問の回答 質問に対する回答は、一括して令和 8 年 5 月 8 日(金) 午後 5 時までに参加意思表示書を提出した者すべてに電子メールにて回答を行う。

### 15.3 企画提案書の作成

企画提案書を作成する際は、下記条件を遵守の上作成すること。

#### (1) 企画提案書の規格

- ア 様式は特に定めないが、A4用紙・文字のサイズは、10.5 ポイント以上とする。ただし、スケジュールや図表等で一部A3用紙を使用しても良い。
- イ 言語は日本語のみとする。

ウ 記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語のみの記載を避けること。(専門用語や略語等を使用する場合は、説明書きを付けること)

エ 電子データは、Microsoft Office 2019 以上 (Word・Excel・Power Point)形式とする。

(2) 企画提案書の構成

ア 企画提案書は、「仕様書(本書内)」の内容を踏まえ、「企画提案書評価シート(別紙1)」に基づき記載することとし、記載順序についてもそのとおりとする。

イ まえがき、あとがき、目次等を含め全部で概ね50ページ以内とする。なお、別冊として詳細資料がある場合は用意すること。

ウ 企画提案書に記載する内容は、別途提出の「経費見積書(様式任意)」の内容と一致しているものとする。見積りに含めないものを企画提案書に記載する場合は、その内容が明確になるよう分かりやすく記載し、導入した場合の費用まで記載すること。見積りにについても、提案の範囲内と提案範囲外を明確にすること。

## 15.4 経費見積書の作成

経費見積書を作成する際は、下記の条件を遵守の上作成すること。

経費見積書の規格

ア 「経費見積書(様式任意)」を提出すること。

イ 通貨単位は円とすること。

ウ 必要なハードウェア、ソフトウェアおよび作業費用等、全て見積もること。

エ 「仕様書(本書内)」に記載されている要求事項等は全て満たされることとする。

オ 見積書には、明細を添付すること。

## 15.5 実績表の作成

(1) 実績表の規格

ア 「導入実績表(様式3)」を使用すること。

(2) 実績表の記載

ア 提案事業者の本業務の履行に資する類似案件の実績について記載すること。

イ 企画提案書を提出する時点で稼働しているものと構築中がわかるように記載すること。

ウ 元請、下請の別がわかるように記載すること。また、下請の場合は、実際に提案事業者が担当した業務内容を提供範囲に記載すること。

## 第16章 企画提案書の提出

本件企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

### 16.1 提出書類

提出書類

- 1 企画提案書
- 2 経費見積書(様式任意)
- 3 導入実績表(様式3)
- 4 機器、製品カタログ(提案する機器、ソフトウェア等の仕様が確認できる資料)

### 16.2 提出期限および提出方法

企画提案書の提出

1. 提出期限 令和8年6月15日(月) 午後3時まで
2. 提出部数 (ア) 企画提案書: 様式は特に定めないが、A4サイズ両面印刷とし、枚数は概ね50ページ以内とする。  
(イ) 経費見積書: 代表者印を押印した見積書を1部提出すること。  
(ウ) 導入実績表(様式3): 1部  
(エ) 上記ア・イ・ウを格納したファイルを1部提出すること。各資料のファイル形式は、Microsoft Office2019以上 (Word・Excel・Power Point) とすること。  
(オ) 機器、製品カタログ: 提案する機器、ソフトウェア等の仕様がわかるカタログ等データを1部提出すること。
3. 提出方法 メールまたファイル送信システムにて「第22章 担当窓口および問い合わせ先」へ送信すること。
4. 注意事項 (ア) 提出期限を厳守すること。  
(イ) 提案内容に関して、質問や詳細説明を求める場合がある。  
(ウ) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

### 16.3 企画提案のための費用負担について

本企画提案に係る費用は、全て提案事業者の負担とする。

### 16.4 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、提出した者に無断で、このRFPに関する検討資料として以外には利用しない。
- (3) 市が必要と認める場合には、追加資料を求めることがある。
- (4) 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、本業務受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部または全部を無償で使用(複製、転記または転写をいう。)することができるものとする。

## 第17章 審査方法および提案評価基準

### 17.1 審査方法

#### (1) 提案プレゼンテーションの実施

提案事業者については、提出した企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行う。

1. 日時 令和8年6月23日(火) (詳細は後日案内する。  
予備日:令和8年6月29日(月)
2. 場所 野洲市本館2階第5会議室(予定)  
プレゼンテーション時間:1時間以内(準備および撤収時間を含む)  
(企画提案書等の説明 35分 質疑応答時間20分を予定)
3. 機材 プレゼンテーションで利用する機器については、提案事業者が準備すること。  
ただし、スクリーンは、本市が準備することが可能であるので事前にデジタル活用推進課担当者まで連絡すること。
4. 提案事業者 出席者は5人までとする。説明は、本業務受託決定後のプロジェクト管理責任者が主となって行うこと。質疑応答の対応については、原則、プロジェクト管理責任者が行うこととするが、内容によっては、別の者が回答することも可能とする。

#### (2) 提案プレゼンテーションの審査方法

提案プレゼンテーションの審査は、選定委員が「17.2 評価方法および評価基準について」に従い実施する。審査は、企画提案書とプレゼンテーションの内容および見積りに基づいて実施する。

#### (3) その他

- ア プレゼンテーションは、企画提案書の内容にて実施すること。
- イ プレゼンテーションにおいては、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を提出すること。なお、議事録は、契約事項の一部となることに留意すること。
- ウ 提案事業者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### 17.2 評価方法および評価基準について

#### (1) 評価方法

審査における評価項目は以下のとおりとする。

審査区分	評価項目		主な評価内容	評価者
審査内容	提案点	・企画提案書 ・プレゼンテーション	・企業としての信頼性 ・サポートに対する考え方 ・本件導入システムの考え方 ・研修やサポートデスク 等々	・選定委員
	価格点	・構築費、運用保守費 (書面)	・導入経費 ・運用保守経費	・計算式

## (2) 配点

提案点と価格点の割合は「7:3」とする。

審査の評価点の合計点数は1,000点とし、各項目の配点は以下のとおりとする。

No	評価項目	評価点
1	提案点(企画提案書、プレゼンテーション)	700点
2	価格点(構築費、運用保守費含む 全費用)	300点

## (3) 評価基準と算出方法

ア「企画提案評価シート(添付1)」の各項目を5段階で評価を行い、その結果を集計し、平均点を提案点とする。評価区分は以下の通りとする。

区分	評価点	評価内容
A	100%	要求事項について十分要件を満たしており、さらに有益な提案がある。
B	75%	要求事項について十分要件を満たしている。
C	50%	必要最低限の要件を満たしている。
D	25%	やや要件を満たしていない。
E	0%	要件を満たしていない。

## イ 価格点の計算式

価格点については、提出された見積りにより、以下の通りとする。

## 【価格点の計算式】

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times (1 - \text{提出見積価格} / \text{見積限度額})$$

小数点以下第2位を四捨五入

## 17.3 最優先事業者の決定について

- (1) 合計点数が最も高い事業者を最優先事業者、次に合計点数が高い事業者を次点事業者とし、最優先事業者と契約締結に向けた個別交渉を行う。  
ただし、「D」および「E」評価が多く、業務に支障をきたすと判断した場合は、最優先事業者としない場合がある。
- (2) 最優先事業者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点事業者と個別交渉を行う。なお、合計点数が同数の場合には、提案点の高い事業者を最優先事業者とする。

## 第18章 契約方法

- (1)業務について協議を行い、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、最優先提案事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。
- (2)契約手続および契約書は、本市契約規則の定めるところによるものとする。

## 第19章 企画提案の停止、中止および取り消し

緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合は、本事業を停止、中止または、取り消すことがある。この場合において見積りに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

## 第20章 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1)参加資格要件を満たしていない場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5)経費見積書の金額が見積上限金額を超過した場合

## 第21章 その他留意事項

- (1)本調達業務の一部を第三者に委託または委託に準じた作業を依頼(以下「再委託」という。)する場合において、必要に応じて、当該第三者の技術者(作業員)を定めた書面(任意)を提出し、本市の承認を得ること。
- (2)提案書にはリース事業者が本件提案に同意する旨を記載した文書を添付すること。
- (3)上記の賃貸借の期間は、令和9年(2027年)5月1日から令和14年(2032年)4月30日までの60か月間とする。支出額の平準化を図るため、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。  
※この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る野洲市の歳入歳出予算において減額または削除があった場合、野洲市は、契約を変更し、または解除することができる。契約を解除した場合において、リース会社に損害が生じたときは、野洲市は、リース会社に対して必要により契約解除金を支払うものとし、その額については、野洲市とリース会社が協議して定めるものとする。
- (4)本市の施設等に入入りする場合は、本市担当者に事前に連絡し、承認を得ること。また、施設等の出入りに当たっては、本市担当者の指示に従うこと。
- (5)本市への提出書類および添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

- (6) 本市へ搬入する製品の梱包材等は簡易にするとともに、持ち帰ること。
- (7) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底すること。
- (8) 業務を実施するにあたり本仕様に疑義が生じた場合は、協議の上決定する。
- (9) 受託事業者側の原因により本稼働日に遅延により発生する全ての経費は受託事業者が負担すること。

## 第 22 章 担当窓口および問い合わせ先

---

### ■担当窓口および問い合わせ先

所在地： 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地1  
担当部署： 野洲市 総務部 デジタル活用推進課  
連絡先： TEL:077-587-1121(代表)                      FAX: 077-587-2435  
E-mail: system@city.yasu.lg.jp  
担当者： 石井、北林

以上